

49 昭和十五年の監置精神病患者

橋本 明

愛知県立大学文学部

わが国の精神病患者の近代史は闇につつまれている。たかだか半世紀ほどまえに廃止された精神病患者監護法で処遇された患者たちの痕跡すらたどることが難しい。ところが、昭和初期の精神病患者の生々しい実態を明らかにする資料として、平成十四年冬に『昭和十五年監置精神病患者に関する綴』（大分県公文書館所蔵）が見出された。

この綴は五百数十枚からなる書類の束である。八八の文書群の内訳は、「1」監置に関わる文書（五五件）、「2」厚生省に関わる文書（一四件、うち二件は欠落）、「3」各府県からの文書（一九件）と大別できる。

「1」の監置に関わる文書は、①監置許可（三一件）、②監置患者死亡（一八件）、③監置廃止（六件）に分類される。さらに①は私宅監置（二三件）と病院監置

（八件）とから構成されるが、異なる文書群の間で扱っている患者に重複があり、患者の実数は計二三例（男一九、女四）となる。医師の診断書、監護義務者と所轄警察署による監置許可願、県警察部の作成文書などには、監置を願うに至った状況や監置の必要性が書かれている。その詳細はこの紙面では紹介できないが、患者の平均像は、以下のとおりである。平均発病年齢は二六歳、病名の大半は早発性痴呆（精神乖離症、精神分裂病）、発病から六年八ヶ月を経過して、三二歳で監置が開始される。一方、②から死亡患者は一八例（男一六、女二）で、死亡例は病院監置にはみられず、すべて私宅監置であること、監置後六年四ヶ月の後、平均三九歳で死亡し、死亡の理由としてあげられているのは精神病を主とする疾病である。また、③の廃止は六例（男五、性別不明一）と少なく、いずれも監置開始から廃止まで一年未満である。文書の性格上、個々の患者の経過を追うことはできないが、（私宅）監置精神病患者の標準的な転帰を線でつなぐとすれば、二六歳で発病、三二歳で監置開始、三九歳で監置中に死

亡となる。

次に「2」の厚生省に関わる文書は、主として「精神病院収容患者状況調ノ件」であり、各道府県の公立および代用病院に収容されている毎月の患者数、退院者数、死亡者数を一覧で示している。ただし、大分県にはこの種の病院は存在せず、一覧の患者数は常にゼロである。一方、「精神病患者収容施設調査ノ件」に対して県は代用病院ではない私立精神病院として、佐藤脳病院（現在収容人員一一）と別府脳病院（同四六）をあげ、また公立監置室に二人が収容され、私宅監置室の収容者数を一五九人、と報告している（以上は厚生省予防局「昭和十五年一月一日現在 精神病患者収容施設調査」に反映）。県内には二ヶ所の精神病院しかなく、収容数からも患者監置の主流はあくまで私宅である。一方「精神病患者私宅監置室ノ写真ノ件」で、厚生省は精神病患者監護法および精神病院法改正の資料として「私宅監置室中収容施設最モ不良ナルモノ」の写真送付を各府県に依頼した。大分県は私宅監置室の写真二枚と公立監置室（市有監置室、大分市上野）の写真三枚

を用意している。

最後に「3」の各府県からの文書は、知事または警察部長から出された逃走手配（一五件）およびその解除（三件）にはほぼ限定される。患者の氏名、住所や逃走日時に加えて、人相や着衣、行動や方言などの特徴も記されている。逃走手配は、精神病患者監護法第五条にある監置患者が行方不明となった場合の行政庁への届出義務を受けたものと考えられるが、監置患者だけではなく、（監置の必要はないが警察署が台帳で把握している）非監置患者も手配されている。

この大分県資料の探索と検討をモデル・ケースにして、今後は全国的な規模で近代日本の精神医療史研究を展開していく予定である。なお、本研究はトヨタ財団研究助成B（「精神病患者監護法下における監置患者の暮らしと地域社会」）の一環として行われている。